

地域創生総合支援事業（サポート事業（市町村枠（広域連携・共創事業））） の取扱いについて

1 本運用の趣旨

地域創生総合支援事業（サポート事業（市町村枠（広域連携・共創事業）））（以下、市町村枠（広域連携・共創事業）という）の創設にあたり、令和8年度当初から円滑に事業実施することを目的とした暫定的な取扱いについて定めるものである。

2 市町村枠の制度見直しについて

（1）市町村枠（広域連携・共創事業）の概要

令和8年度から、市町村が実施する広域連携及び多様な主体との共創による取組をより手厚く支援するため、市町村枠における複数市町村の連携体による取組に対する補助率および補助限度額を以下のとおり見直すこととする。

見直し前

- ・補助率：4/5以内
- ・補助限度額：10,000千円

見直し後

①連携市町村数3団体以上の連携

- ・補助率：4/5以内
- ・補助限度額：15,000千円

②連携市町村数5団体以上の連携

- ・補助率：9/10以内
- ・補助限度額：20,000千円

※ 制度見直し後は、地域の多様な主体との共創を必須要件とする。

（2）申請書類の追加について

市町村枠（広域連携・共創事業）の申請にあたっては、連携市町村の団体数、地域の多様な主体との連携について確認を要することから、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金交付要綱第3条第3項第7号に定める「その他知事が必要と認める書類」として、別紙様式2を追加提出書類として加えることとする。

（3）制度見直しに伴う経過措置について

令和7年度採択事業のうち、市町村枠（広域連携・共創事業）の要件を満たさない事業については、令和9年度もしくは継続3年目に達する年度のうちいずれか早い時期までは、申請を可能とし、その場合の補助率は4/5以内、補助限度額は10,000千円以内とする。

3 本取扱いの期限

本取扱いの期限は、令和8年3月31日までとする。